



許可番号 第06040005698号

産業廃棄物処分業許可証



住 所 石川県金沢市大桑町上猫下4番地7

氏 名 環境開発 株式会社 代表取締役 高山 盛司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

金 沢 市 長 村 山 卓



許 可 の 年 月 日 令和 6年 6月18日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和13年 6月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（A：焼却、B：焼成、C：中和、D：破碎、E：破碎・圧縮、F：造粒、G：選別）
最終処分（H：管理型埋立）

(2) 取扱廃棄物の種類

廃 棄 物 の 種 類	A	B	C	D	E	F	G	H	特 記 事 項
燃 え 殻	○	○	×	×	×	×	×	○	
汚 泥	○	×	×	×	×	×	×	○	
廃 油	○	×	×	×	×	×	×	×	
廃 酸	○	×	○	×	×	×	×	×	
廃 アルカリ	○	×	○	×	×	×	×	×	
廃プラスチック類	○	×	×	○	○	○	○	○	
紙 く ず	○	×	×	○	○	○	○	○	
木 く ず	○	×	×	○	×	×	○	○	
繊 維 く ず	○	×	×	○	○	○	○	○	
動植物性残さ	○	×	×	×	×	×	×	○	
動物系固形不要物	○	×	×	×	×	×	×	×	
ゴ ム く ず	○	×	×	○	×	×	○	○	
金 属 く ず	○	×	×	○	×	×	○	○	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	×	×	×	×	×	○	○	
鋳 さ い	○	×	×	×	×	×	×	○	
が れ き 類	○	×	×	×	×	×	○	○	
動物のふん尿	○	×	×	×	×	×	×	×	
動物の死体	○	×	×	×	×	×	×	×	
ば い じ ん	○	○	×	×	×	×	×	○	
政令第13号廃棄物	×	×	×	×	×	×	×	○	
自動車等破碎物	○	×	×	×	×	×	×	○	
石綿含有産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	×	○	
水銀使用製品産業廃棄物	×	×	×	×	×	×	×	×	
水銀含有ばいじん等	×	×	×	×	×	×	×	○	
[備考]									

※表中の「○」は取扱いができるものを示す。（数字が記載されている項目は特記事項を確認すること。）



2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
焼却	金沢市新保町ラ10番地	平成6年4月7日	56 t/日 (14 時間)	平成5年10月1日	金沢業第1号
取扱廃棄物	②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑰⑱ i				
汚泥の焼却 廃油の焼却 廃プラスチック類の焼却 その他の産業廃棄物焼却 焼成	金沢市新保町ラ11番地	平成22年3月17日	67.3 t/日 79.6 t/日 48.6 t/日 (24 時間) 95.9 t/日 72.0 t/日	平成21年3月3日	金沢業第41号
取扱廃棄物	【焼却】①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲ i 【焼成】①⑲				
廃プラスチック類の破碎 木くず等の破碎 破碎・圧縮	金沢市新保町ラ24番地1外	平成30年4月23日	55 t/日 110 t/日 (11 時間) 39 t/日	平成30年3月26日	金沢業第57号
取扱廃棄物	【破碎】⑥⑦⑧⑨⑫⑬ 【破碎・圧縮】⑥⑦⑨				
廃プラスチック類等の破碎	金沢市住吉町ウ10番地外	平成14年2月19日	86.4 t/日 (24 時間)	平成14年1月18日	金沢業第11号
取扱廃棄物	⑥⑦⑨				
廃プラスチック類の破碎	金沢市住吉町ウ10番地外	令和7年10月23日	4.8 t/日 (24 時間)		
取扱廃棄物	⑥				
造粒Ⅰ	金沢市住吉町ウ10番地外	平成14年3月15日	86.4 t/日 (24 時間)		
取扱廃棄物	⑥⑦⑨				
造粒Ⅱ	金沢市住吉町ウ10番地外	令和7年10月23日	2.4 t/日 (24 時間)		
取扱廃棄物	⑥				
中和	金沢市新保町ラ10番地	昭和58年12月9日	4 m³/日 (8 時間)		
取扱廃棄物	④⑤				
選別	金沢市新保町ラ24番地1外	平成30年6月11日	77 t/日 (11 時間)		
取扱廃棄物	⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯				
管理型埋立	金沢市新保町ツ13番地1外	平成2年10月16日	面積 15,682 m² 容積 211,283 m³	平成元年10月11日	—
取扱廃棄物	①②⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳ i ii iv				
[取扱廃棄物の記号] ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、 ⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、⑮鋳さい、⑯がれき類、 ⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳政令第13号廃棄物、 i 自動車等破碎物、ii 石綿含有産業廃棄物、iii 水銀使用製品産業廃棄物、iv 水銀含有ばいじん等					

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 6 月 1 8 日	当初許可	平成 7 年 6 月 1 8 日	更新許可
平成 1 2 年 6 月 1 8 日	更新許可	平成 1 4 年 3 月 1 5 日	変更許可
平成 1 7 年 6 月 1 8 日	更新許可	平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日	変更許可
平成 2 2 年 3 月 2 5 日	変更許可	平成 2 2 年 6 月 1 8 日	更新許可
平成 2 9 年 6 月 1 8 日	更新許可	平成 3 0 年 6 月 1 1 日	変更許可
令和 6 年 6 月 1 8 日	更新許可		
令和 7 年 1 0 月 2 3 日	変更届（造粒を造粒 I に変更、廃プラスチック類の破碎及び造粒 II を追加）		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無